

あさつゆ

令和元年年6月

千葉市社会福祉協議会
坂月地区部会 発行

ご挨拶

千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
部会長 香取昭八

深緑の候、皆様方にはご健勝の事とお喜び
申し上げます。

日頃より千葉市社会福祉協議会の活動に
ご理解ご協力を賜りまして有り難うございます。

さて、令和元年の千葉市社会福祉協議会
坂月地区部会の総会も滞りなく承認されまし
た事をご報告申し上げます。有り難うござい
ました。

この所、毎日の様にテレビや新聞等で高齢
者による交通事故が報道されています。
運転される方のミスにより大きな事故が発生し、
子ども達の尊い命が奪われています。これか
ら大きな将来があるのに、とても痛ましく残念に
思います。高齢者にとっても仕事や通院、レジ
ャーを楽しむ時、買い物をする際に車は必需
品となっています。運転の前には心の点検・
手足の運動等をするようにしましょう。

私は昨年、運転への不安を感じ、免許証
を返納しました。「安全運転」をお願いします。

坂月地区部会役員紹介

部会長	民生児童委員	香取昭八
副部会長	民生児童委員	石井和久
会計	民生児童委員	林 榮子
監事	民生児童委員	湯浅徳男
理事	坂月町自治会長	高梨勝則
理事	太田町自治会長	中嶋敬幸
理事	坂月台自治会長	秋葉三郎
理事	小倉町内会長	押火正典
理事	大草町自治会長	石井秀一
理事	福祉活動推進員	鶴岡房子
理事	福祉活動推進員	押火由美
理事	福祉活動推進員	中山久美子

一年間、よろしくお願ひ致します。

目かくしシートは
貼っていない。

民事訴訟最終通達書

3ヶ月の数字
↓

訴訟管理番号 (さ) ■■■

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあつた企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願ひ申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年4月10日

詐欺に注意

右のような葉書が送り付けられていませんか？

詐欺です。

絶対、連絡をしてはいけません。

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-■■■■■■■■■■ ←電話番号

受付時間 (日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日9:00~13:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号